

整理番号：9－4

提言題名：取手市での外国人生活保護受給世帯数と帰化を含む外国人や外国人にルーツを持つ職員の人数について

【提言要旨】

取手市での外国人生活保護受給世帯数を教えてください。また、受給世帯がある場合には、日本国籍を持たない世帯への生活保護受給は違法であるとの判決もあるとの情報もありますので、どのような根拠で受給していて、廃止しないのはどうしてなのか教えてください。

また、帰化を含む外国人や外国人にルーツを持つ職員の人数を教えてください。近年では、外国籍でも公務員採用試験に応募できる自治体があり、マイナンバーなど個人情報を公務員が把握する範囲が広がっているため、安心して個人情報を公務員に預かってもらっていて大丈夫なのか不安なためです。

可能であれば、個人への回答だけではなく、広報などで発表していただきたいです。

(令和8年3月受付)

【回答要旨】

1. 取手市での外国人生活保護受給世帯数について

生活保護法第一条において「国民」に対し生活保護が適用されると規定されていることから、原則として外国人に対しては生活保護法の適用はございません。

一方で、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知により、生活に困窮する外国人につきまして、当分の間、法による保護等に準ずる取り扱いをすることとされております。

なお、取手市における、外国人であって、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知に基づく取り扱いをされている世帯数については、令和8年2月末時点で33世帯となっております。

(社会福祉課 令和8年3月回答) (令和8年4月より生活支援課所管)

2. 帰化を含む外国人や外国人にルーツを持つ職員の人数について

当市の採用試験(正規職員)の受験資格は、「日本国籍を有する方」に限らせていただいております。なお、職員が外国にルーツを持っているかは、確認の対象としておりません。

(人事課 令和8年3月回答)

3. 広報などでの公表について

市民の皆様からいただいた「市政提言」に対する「回答の内容」を定期的に市ホームページで公開しています。

(市民協働課 令和8年3月回答)